

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;">3,000 円</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p>	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">50 % (または 円)</p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">50 % (または 円)</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
<p>求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス</p> <p>【職業紹介の付加サービス】</p>	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の</p> <p style="text-align: right;">50 % (または 円)</p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 22-ユ-300064

(事業所名称、事業所所在地は別紙拠点一覧参照)

【サーチ／スカウト型】

手 数 料 表
(サーチ／スカウト型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;"><u>3,000 円</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>着手金 <u>10,000 円 (%)</u></p> <p>活動1日あたり <u>3,000 円 (%)</u></p> <p>(または、活動1時間あたり <u>円 (%)</u>)</p> <p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30 % (または 円)</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30 % (または 円)</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 22-ユ-300064

(事業所名称、事業所所在地は別紙拠点一覧参照)

【再就職支援型】

手 数 料 表
(再就職支援型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>10,000 円 (%)</u> 相談・助言終了時 <u>30,000 円 (%)</u> 成功報酬 <u>(30%)</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30 % (または 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30 % (または 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 22-ユ-300064

(事業所名称、事業所所在地は別紙拠点一覧参照)

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

<返金規定>

1. 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
2. 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。